

各部（局、室）長 様

企画政策部長 山田 敏夫

平成19年度予算編成方針について（依命通達）

我が国経済は、景気の堅調により、企業部門、家計部門ともに改善が続いているとされていますが、これによる地方税の増収は、社会保障関係費などの義務的経費の増や地方交付税改革の影響等により打ち消され、地方公共団体の財政運営は、厳しい状況が続いています。加えて、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、2010年代初頭までに、国の基礎的財政収支の黒字化を図るため、歳入歳出一体改革を行うとしていることから、地方においても、行政のスリム化、効率化が更に求められる状況となっています。

平成19年度における当市の歳入は、三位一体改革の最終段階である所得税から住民税への税源移譲の実施などにより、市税は前年度比約18億円（約7.8%）の増となる248億円程度と見込まれます。しかし、同時にこれまで措置されていた所得譲与税、地方特例交付金の一部及び減税補てん債の約15億円が廃止され、歳入全体として財政状況の改善につながる増加とはならない見込みです。さらに、国の地方交付税改革による臨時財政対策債発行可能額の動向や税源移譲による徴収率への影響などの不安定要因も存在します。

平成17年度決算では、佐倉市財政運営検討委員会の提言に基づく予算編成方法の見直し等により「歳入規模にあわせた歳出構造」へと転換が進んだこと、市民税等の減少が下げ止まったことにより、ここ数年続いていた実質単年度収支の赤字（実態としての歳出超過）を脱し、5年ぶりに実質的な歳入歳出の均衡を達成しました。しかし、平成19年度においては、前述のとおり大幅な歳入増は期待し難い一方、歳出面では、引き続き扶助費や介護保険等の特別会計への繰出金が増加していくことが見込まれ、財政の硬直化など財政状況が再び悪化することが危惧されます。

一方、少子高齢化及び人口減少社会に対応する長期的視野での施策の充実も更に求められており、佐倉市市民協働の推進に関する条例に示された、新しいまちづくりの発想に基づき、質的な転換を進めながら、限られた財源により必要な施策を確実に実施していくための事業選択を行う必要に迫られています。

これまでも、集中改革プランなどを通じて行財政構造の見直しを進めているところですが、今回の予算編成を機に、再度、全ての事務事業について、税金を投入して行う必要がある事業か、実施によって市民生活がどの位良くなるのかを検討し、優先順位の高い事業に重点化していくことが必要です。

また、平成 19 年度に実施される税源移譲は、国税を減税し地方税を増税するものです。これにより納税者の多くは、住民税の納税額が所得税を上回ることとなり、市政の内容や質についての関心も更に高まることが予想されます。これらを踏まえ、地方自治制度が大きく変わる中であっても、市民の拠出した税を無駄なく有効に活用して、市民が真に必要とする行政サービスを安定的に提供するとともに、行政全体の透明性を高め、市民から確かな信頼を得られるよう、平成 19 年度予算の編成に当たっては、全ての職員がその英知を絞って、下記により編成作業を進めるよう通知します。

## 記

### 1 基本方針

#### (1) 主要施策

引き続き「持続可能な佐倉市財政の確立」を前提としつつも、第 3 次佐倉市総合計画後期基本計画の着実な実現をめざすこととする。特に、平成 18 年度に掲げた 3 つの主要施策、次の時代を見据えた子育て支援と教育内容の充実、高齢社会に対応した健康づくりの推進、生活環境の効率的な整備（下水道事業の見直し）を今年度も継続して推進するものとする。

#### (2) 編成作業

予算編成作業については、概ね 360 億円台の規模を想定し、個別査定方式と枠配分方式の併用型により行うこととし、各部局室における自主的な見直しを推進するため、義務的な経費を除く経常的経費は、各部局室への枠配分方式によることとする。枠配分内要求では対応できない新規事業、重点事業については、後期基本計画の実施計画に基づき臨時的経費の政策的経費とし

て精査を行う。

### (3) 将来債務

建設事業等に係る市債については、受益と負担の均衡の点から、県知事の同意が得られる見込みのものを積極的に財源として活用するものとするが、将来債務残高を減少させる点から、市債全体の発行総額は、公債費の元金償還金の額を超えない範囲とする。

### (4) 骨格予算

4月に市長選挙が予定されていることから、新規事業や事業拡大部分は、選挙以降の政策判断に委ねることとし、概ね340億円程度の骨格予算として編成する予定であるが、予算要求にあたっては、以下の点を十分考慮し、通年予算として要求するものとする。

## 2 留意事項

### 【総括的な事項】

- (1) 本来行政が税を投入して実施すべきものか、原点に立ち返り、廃止、中止を含めて必要性を再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間の見直し等を行うこと。
- (2) それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に照らすとともに、行政と民間の役割分担を再点検のうえ、適切な実施主体は誰かを再検討すること。
- (3) 社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、事業の役割や効果を勘案し、スクラップアンドビルドの考え方を徹底した中で、施策の実施を図ること。特に、新規事業、拡大部分については、その効果を数値等により具体的に明示すること。
- (4) 佐倉市財政運営検討委員会及び佐倉市補助金等検討委員会からの提言、集中改革プラン、監査意見及び議会での審議等を踏まえて、事務事業の見直しを行うこと。

### 【歳入に関する事項】

- (1) 歳入の根幹となる市税については税制改正の動向、経済情勢などを勘案

し適正に見積もるとともに、あらゆる徴収率向上策を講じること。

- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から見直しを行うとともに、収納率向上に努めること。また、従来は無料としていたものについても受益と負担の適正化の観点から、有料化についても検討すること。
- (3) 国・県支出金については、国、県の動向を十分見極め、本市のまちづくりの方向性に合致するものをよく調査し、積極的な確保に努めること。
- (4) 例えば広告収入等、創意工夫による新たな財源の確保についても検討すること。なお、新規に開発した財源の歳入額については、原則として歳入所管部の歳出経費に充てる方針である。

#### 【歳出に関する事項】

- (1) 資源の有効活用の観点から、既存の施設の積極的な活用を図り、施設の増改築は抑制すること。また、指定管理者制度の活用や民間への委託など、コストと効果の観点から施設の統廃合などをも含めた根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化を進める点から、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金等検討委員会からの提言に沿って検討すること。また、補助の成果を客観的に評価し、統廃合、縮小等の整理合理化を更に進めること。
- (4) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、更に精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。

#### 【その他の事項】

- (1) 特別会計については、特別会計としての収支の均衡を確保する趣旨から保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

### 3 予算要求基準等

すべての予算要求は次に掲げる基準等によることとし、別途通知する平成19年度佐倉市予算要求事務要領に沿って行うこと。

#### 【総括的な事項】

- (1) 歳出要求は、別紙のとおり、経常的経費3区分（義務的経費、準義務的経費、通常一般経費）、臨時的経費2区分（政策的経費、通常特別経費）計5区分により行うものとする。区分ごとに要求方法が異なるので注意すること。
- (2) すべての事務事業について、部内で十分な精査及び調整を行い、部内で積算基準等に偏りがないようにすること。

#### 【歳入に関する事項】

- (1) 建設事業等に係る市債については、受益と負担の均衡の点から、県知事の同意が得られる見込みのものを要求すること。

#### 【歳出（経常的経費）】

- (1) 義務的経費及び準義務的経費は、法令等に基づく所要額を積算し、十分に精査のうえ要求すること。
- (2) 通常一般経費（義務的経費及び準義務的経費以外の経常的経費）については、別に示す「通常一般経費に係る配分枠（一般財源ベース）」の範囲内で、部局室ごとに施策を精査、調整して要求すること。なお、部局室ごとに配分するので、この編成方針に沿った中で、要求額、要求内容は部内で調整できるものとする。

#### 【歳出（臨時的経費）】

- (1) 政策的経費については、特に市長が指示したものを除き、実施計画に計上された事業を再度精査し、特に必要と判断されるもののみを要求すること。また、要求額は計画計上額を限度とすること。
- (2) 臨時的経費で実施計画に計上されていない経費（通常特別経費）は、必要不可欠なもののみ、その最低限度を要求すること。

## 別紙

## 平成 19 年度当初予算経費区分一覧

## 【区分1 経常的経費】

## 細区分01 義務的経費

細々区分	説明
011 人件費	
012 扶助費	法令等に基づくもの
013 公債費	
014 その他	

## 細区分02 準義務的経費

細々区分	説明
021 賃金(準義務的なもの)	休業代替分、または法令等により配置基準が定められているもの
022 一部事務組合負担金	
023 補助金 (準義務的なもの)	継続中の利子補給(新規申請分を除く)等
024 債務負担行為 (H18年度以前設定分)	平成19年度設定分は、03通常一般経費、04通常特別経費、05政策的経費のいずれかとなる。
025 長期継続契約 (平成18年度以前契約分)	支払額が確定しているものに限る。
026 特別会計繰出金 (基準内繰出等)	法定繰出を含む。
027 その他	

## 細区分03 通常一般経費

細々区分	説明
031 事務経費	
032 事業実施経費	補助、市単独扶助等を含む。
033 公共施設の維持管理経費	
034 都市土木施設の維持管理経費	
035 年度繰越枠	年度使い切り予算を見直す一環として、平成18年度9月補正における通常一般経費減額補正額の2分の1を算入(試行)
036 その他	

【区分2 臨時的経費】

細区分04 通常特別経費

細々区分	説明
041 事務経費	
042 公共施設の維持修繕 (100万円未満)	
043 その他	実施計画に計上されていない政策事業に係る経費を含む。

細区分05 政策的経費

細々区分	説明
051 新規事業実施	平成19年度に新たにスタートする事業で、052、053に該当しないもの 平成18年度以前に政策的経費として計上された新規事業は、平成22年度までの後期基本計画期間内は、054政策・その他政策的経費として計上する。
052 公共施設の維持修繕 (100万円以上)	
053 都市土木施設の新設改良	
054 その他政策的経費	051～053以外で実施計画に計上された経費